

写

横健地第67号

平成27年(2015年)2月5日

横須賀市立病院運営委員会
委員長 様

横須賀市長 吉田 雄 人

諮 問 書

本市が開設する市立うわまち病院は、平成14年7月1日に国立横須賀病院の移譲を受け、公設民営方式(指定管理者制度)により管理運営を行っている。

移譲から今日までの間、南館の増築(療養病棟及び回復期リハビリテーション病棟の開設)や、救命救急センター及び地域周産期母子医療センターの指定など医療機能の充実を進めてきた。

一方、病院施設については、一部を除いて国立横須賀病院時代の昭和40年に建築された建物であり、平成14年度から15年度にかけて大規模改修を行ったものの、老朽化のほか、医療機能の充実を進めてきていることから手狭になっており、病院運営上の課題となっている。

また、今後、高齢化の進展や人口減少が予測される中で、うわまち病院だけでなく、市民病院も含めた二つの市立病院がどのような役割を担っていくべきか、方向性を示していく必要がある。

このため、以下の事項について検討されるよう諮問する。

記

- ① うわまち病院が担うべき医療機能について
- ② うわまち病院の建替えについて
- ③ 市民病院との機能分担について

横須賀市病院事業条例(抜粋)

(病院事業の設置)

第1条 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、本市に病院事業を設置する。

(経営)

第2条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

第2条第2項から第17条 略

(市立病院運営委員会)

第18条 市立病院の運営の重要事項に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市立病院運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員21人以内をもって組織する。また、必要に応じ、臨時委員若干人を置くことができる。

第19条以下 略

横須賀市立病院運営委員会規則

昭和47年4月1日

規則第17号

横須賀市立病院運営委員会規則を次のように定める。

(総則)

第1条 横須賀市立病院運営委員会(以下「委員会」という。)の運営については、横須賀市病院事業条例(昭和43年横須賀市条例第16号)に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員)

第2条 委員は、市民、医師会会員及び学識経験者のうちから市長が委嘱し又は命ずる。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第3条 臨時委員は、当該諮問事項に関係のある者のうちから、市長が委嘱し又は命ずる。

2 臨時委員の任期は、前項の事案の審議期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年6月25日規則第54号)

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成18年6月26日規則第73号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

横須賀市立病院運営委員会の会議の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、横須賀市立病院運営委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴者の定員は、原則として10人とし、椅子席のみとする。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第3条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) コンピュータは使用しないこと。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

市立病院運営委員会と市立病院等の関係図

